

資料2 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例並びに同条例施行規則及び審査基準

<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に係る手続並びに墓地、納骨堂及び火葬場の構造設備の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）及び神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき次に掲げる事務は、墓地等の設置場所をその所管区域に含む保健福祉事務所が2以上ある場合にあっては、当該墓地等の設置場所を最も広くその所管区域に含む保健福祉事務所の長。以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 1ヘクタール未満の墓地及び敷地の面積が1ヘクタール未満の納骨堂（神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第3条第1項の規定により協議しななければならない開発行為等により設置されるものを除く。）に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 法第10条第1項の規定により、経営の許可をすること。</p> <p>イ 法第10条第2項の規定により、変更の許可及び廃止の許可をすること。</p> <p>ウ 法第19条の規定により、施設の整備改善並びにその全部又は一部の使用の制限及び禁止を命じ、並びに法第10条の規定による許可を取り消すこと。</p> <p>エ 条例第4条第1項（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により、墓地等経営計画について協議すること。</p> <p>オ 条例第5条第2号（条例第16条において準用する場合を含む。）の規定により、説明会の内容等について報告を受けること。</p> <p>カ 条例第17条第1項及び第2項の規定により、墓地等申請事項変更届を受理すること。</p> <p>キ 条例第18条の規定により、墓地の新設、変更及び廃止の届出を受理すること。</p> <p>ク 条例第19条第1項の規定により、墓地等工事完了届を受理すること。</p>	<p>墓地等の経営等の許可に係る審査基準</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この審査基準は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）及び神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成15年神奈川県規則第64号）に基づく許可等の審査に当たって、必要な事項を定めるものとする。</p>
--	---	--

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(定義) 第2条 この条例における用語の定義は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）の規定の例による。</p> <p>(経営の主体) 第3条 法第10条第1項の規定により許可を受けて墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を営業者とする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。ただし、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人で、県内に主たる事務所又は従たる事務所等を有する宗教法人（以下「宗教法人」という。）</p> <p>(3) 公益社団法人又は公益財団法人であつて、墓地等の経営を目的とするもの（以下「公益法人」という。）</p>	<p>ケ 条例第19条第3項の規定により、工事完了検査済証を交付すること。</p> <p>コ 条例第19条第5項の規定により、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めるところ。</p> <p>サ 条例第20条の規定により、必要な報告を行うこと。</p> <p>シ 条例第21条第1項の規定により、条例第20条の規定による報告に不備がある旨を公表すること。</p> <p>(2) 法第18条第1項の規定により、当該職員に火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求めるところ。</p>	<p>第2 経営の主体</p> <p>1 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）第3条ただし書に規定する知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するときをいう。</p> <p>2 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。</p> <p>3 条例第3条第2号に規定する主たる事務所又は従たる事務所等とは、現に宗教活動が行われている拠点の建物とする。</p>

神奈川県墓地等の経営等の許可等に関する条例 (事前協議)	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 (事前協議)	墓地等の経営等の許可に係る審査基準 第3 事前協議
<p>第4条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ知事に協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 経営許可を受ける者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 (2) 墓地等の名称及び所在地 (3) 墓地等の概要 (4) その他規則で定める事項</p>	<p>第3条 条例第4条第2項に規定する墓地等経営計画協議書は、第1号様式とする。</p> <p>2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 標識の設置予定年月日 (2) 説明会の開催予定年月日 (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日（以下「申請予定日」という。） (4) 工事着手予定年月日 (5) 工事完了予定年月日 (6) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>1 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第4条第3項第1号及び第6号に規定する土地の登記簿謄本並びに法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書は、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付されたもの</p> <p>(2) 条例第4条第3項第2号に規定する墓地等の設計図は、原則実測値で設計が行われたもので次のとおりとする。なお、墓地等が傾斜地の場合、必要に応じて当該土地の断面図を添付するものであること。</p> <p>ア 墓地 墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設、給水設備及び排水設備等の配置とその面積を記載したもので、並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあつてはその区画敷を記載したものと並びに建物の平面図、立面図及び配置図</p> <p>イ 納骨堂及び火葬場 緑地、駐車場等の配置とその面積を記載したものと並びに駐車場にあつてはその区画敷を記載したものと並びに建物の平面図、立面図及び配置図</p>
<p>3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、第8号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。</p> <p>(1) 墓地等の土地の登記事項証明書 (2) 墓地等の設計図</p>		

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(3) 墓地等の付近の見取図</p> <p>(4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類</p> <p>(5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し</p> <p>(6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書</p> <p>(7) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則</p> <p>(8) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書</p> <p>(9) その他規則で定める書類</p>	<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則</p> <p>3 条例第4条第3項第8号に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 墓地にあつては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から10年間</p> <p>(2) 納骨堂及び火葬場にあつては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から5年間</p> <p>4 条例第4条第3項第9号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 条例第11条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設の設計図及び付近の見取図</p>	<p>(3) 条例第4条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で200m（火葬場にあつては、500m）以内の見取図で、墓地等の周囲110m（火葬場にあつては、300m）の境界線を記入し、かつ土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したものである。</p> <p>(4) 条例第4条第3項第4号に規定する墓地等を経営しようとする理由を記載した書類は、当該墓地等の面積及び墳墓の区画敷等申請規模の必要性を説明したものである。</p> <p>(5) 条例第4条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、土地所有者の住所及び氏名が記載されている図面である。</p> <p>(6) 条例第4条第3項第7号に規定する宗教法人の規則は、知事又は文部科学大臣の認証印のあるものの写しである。</p> <p>(7) 条例第4条第3項第8号に規定する収支見込書は、収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等すべての収入）と支出（開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費、借地がある場合は地代等すべての支出）の状況が各年度ごとに対比して記載されているものである。</p> <p>(8) 条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は、当該墓地経営に係る自己資金並びにすべての収入及び支出が記載されているものである。</p> <p>2 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第2項第6号に規定するその他知事が必要と認める事項は、墓参等で当該墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策とする。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p> <p>(経営計画の周知) 第5条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地(墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。)の外部から見やすい場所に第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。</p> <p>(2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの(以下「近隣住民等」という。)に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について知事に報告しなければならない。</p>	<p>(2) その他知事が必要と認める書類</p> <p>(経営計画の周知) 第4条 条例第5条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日とする。 (1) 標識の設置にあつては、申請予定日の90日前の日 (2) 説明会の開催にあつては、申請予定日の60日前の日</p> <p>2 条例第5条第1号に規定する標識は、第2号様式とする。</p> <p>3 条例第5条第2号に規定する近隣住民等は、墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル(火葬場にあつては、300メートル)以内の土地の所有者並びに人が現在居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理責任者とする。</p>	<p>3 規則第3条第4項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。 (1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条第1項に規定する財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定している事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から過去3年間の当該財産目録及び収支計算書 (2) 墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあつては、当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類又は申請書の写し等申請状況を確認できる書類</p> <p>第4条 経営計画の周知 1 条例第5条に規定する標識の設置時期及び説明会の開催時期は、条例第4条第1項に規定する事前協議の中で、知事が適当と認めた後の時期とする。</p> <p>2 条例第5条第1号に規定する標識を設置したときは、標識を設置した場所が明示された図面並びに標識の設置状況及び記載内容が確認できる写真を、すみやかに知事に提出するものであること。 3 条例第5条第1号に規定する標識は、計画地が2以上の道路に接するときは、各道路に面する箇所に各々設置するものであること。ただし、これにより難しいときは近隣住民等が見やすい適当な場所に設置するものであること。 4 条例第5条第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。 (1) 条例第3条第2号及び第3号に規定する宗教法人又は公益法人にあつては法人の役員が出席するものとし、説明する事項は次のアからコまでとする。 ア 墓地等の経営予定者 イ 墓地等の名称及び所在地 ウ 墓地等の施設等の概要 エ 墓地等の維持管理の方法 オ 工事着手及び完了予定年月日 カ 工事の方法及び安全対策の概要 キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策 ク その他他の公益事業の有無及びある場合はその内容</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p>	<p>4 条例第5条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催日時 (2) 開催場所 (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名 (4) 近隣住民等の出席者数 (5) 近隣住民等の意見 (6) その他知事が必要と認める事項 <p>5 条例第5条第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書（第3号様式）により行うものとする。</p>	<p>ケ 条例第6条に規定する意見の申出の期限及びその方法</p> <p>コ その他知事が必要と認める事項</p> <p>(2) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、第4の4の(1)に規定する説明事項を別途周知するものであること。</p> <p>5 条例第5条第2号及び規則第4条第3項に規定する建物とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。 (2) 一戸建てにあつてはその敷地を当該建物の範囲に含めるが、アパート、マンション、雑居ビル等についてはその敷地は含まれない。 <p>6 規則第4条第3項に規定する管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等にあつては当該施設の長などとする。</p> <p>7 規則第4条第3項に規定する墓地等の境界線は、条例第11条第2号ただし書に規定する当該墓地に近接した場所に設けた管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地の境界線は含まれないものとする。</p>
<p>(近隣住民等との協議)</p> <p>第6条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかにかに該当する意見の申出があつた場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見 (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見 (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見 <p>(手続の省略)</p> <p>第7条 第4条から前条まで（第16条において準用する場合を含む。）の規定による手続について、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。</p>	<p>(近隣住民等との協議)</p> <p>第5条 条例第6条に規定する規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。</p>	<p>第5 手続の省略</p> <p>条例第7条に規定する知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、次の例示のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき (2) すでに経営の許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(経営許可の申請) 第8条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項 (2) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項に規定する墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の経営を行うことを決定したときの議事録の写し</p> <p>(2) 第4条第3項第1号から第8号までに掲げる書類(経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。)</p> <p>(3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し</p>	<p>(経営許可の申請) 第6条 条例第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書は、第4号様式とする。</p> <p>2 条例第8条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 工事着手予定年月日 (2) 工事完了予定年月日 (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名 (4) その他知事が必要と認め事項</p>	<p>(3) 墓地内に納骨堂を設置するとき (4) 墳墓の区画敷を増減するとき (5) 宗教法人法第3条に規定する境内地(以下「境内地」という。)内の、すでに経営の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき</p> <p>第6条 経営許可の申請 第1条 条例第8条第1項に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 他の法令の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を得ているか又は当該許可を得られる見込みが確実な場合であること。 (2) 神奈川県土地利利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)の審査の対象となる墓地等にあっては、同条例第3条第1項に規定する協議を行い第5条第1項の審査結果通知書で適当と認められたものであること。</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第8条第2項第1号に規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員(理事)数、出席した役員(理事)の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであって、署名人の署名又は押印(写しの場合には代表役員又は理事長の原本証明)のあるもの。</p> <p>(2) 条例第8条第2項第2号に規定する書類は、第3条の1の規定に準じた書類であること。このうち、条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は、次の書類を添付するものであること。</p> <p>ア 自己資金に係る預金等の残高証明書 イ 寄付金に係る寄付申込書の写し ウ 融資に係る融資証明書 (3) 条例第8条第2項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほかに承認が必要な場合は、当該承認書の写し</p>

<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p>	<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則</p>	<p>墓地等の経営等の許可に係る審査基準</p>
<p>(4) 第6条に規定する近隣住民等との協議を行つたときは、その協議内容を記載した報告書</p>	<p>3 条例第8条第2項第4号に規定する報告書は、第5号様式とする。</p>	<p>3 条例第8条第2項ただし書に規定する省略することのできる書類とは、条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付した書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、知事が認めたる書類とする。</p>
<p>(5) その他規則で定める書類</p>	<p>4 条例第8条第5号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされ、ていない土地であつて、墓地等の経営の許可を受けようとする者が、墓地等の経営の許可の口から所有権を取得する予定のものである場合、所有権の移転が行われることを証する書類</p> <p>(2) 墓地等の設置場所が、当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であつて、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の経営の許可の日から抹消される予定のものである場合、抵当権の登記が抹消されることを証する書類</p> <p>(3) 次条第1項の規定に該当して設置場所の特例の適用を受けようとする場合であつて、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の許可の日から墓地等の経営の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものであるとき、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の用に供する者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定することを証する書類</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>4 規則第6条第4項に規定する書類とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則第6条第1号に規定する所有権の移転が行われることを証する書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有権との間の、許可申請書提出後おおよそ一箇月以内に、許可申請書の経営の許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書の写し</p> <p>(2) 規則第6条第2号に規定する抵当権の登記が抹消されることを証する書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地の抵当権の設定権者との間の、許可申請書提出後おおよそ一箇月以内に抵当権を抹消する旨を記した契約書の写し</p> <p>(3) 規則第6条第3号に規定する墓地等の用に供する目的の地上権を設定することとする書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有権との間の、許可申請書提出後おおよそ一箇月以内に地上権を設定する旨を記した契約書の写し</p> <p>5 第6の4に規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、当該契約内容を履行した事実を確認できる当該土地の登記簿謄本等を確認の上、墓地等の経営を許可するものであること。</p>
<p>(経営の許可)</p> <p>第9条 知事は、経営許可をしたときは、申請者に対し墓地等経営許可書を交付するものとする。</p>	<p>7 経営の許可</p> <p>1 墓地 埋葬等に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第10条第1項に規定する経営の許可(経営の許可を受けようとする者が地方公共団体であるものを除く。)に当たり、知事は墓地等の区域を管轄する市町村長に対し、当該申請について、次の点について意見を求めらるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の墓地の需給状況</p>	<p>7 経営の許可</p> <p>1 墓地 埋葬等に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第10条第1項に規定する経営の許可(経営の許可を受けようとする者が地方公共団体であるものを除く。)に当たり、知事は墓地等の区域を管轄する市町村長に対し、当該申請について、次の点について意見を求めらるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の墓地の需給状況</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>2 知事は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。</p> <p>(設置場所の基準) 第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。</p> <p>(2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(設置場所の特例) 第7条 条例第10条第1号ただし書に規定する規則で定める事項は、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする者のため、当該土地（経営又は変更の許可を受けようとする者の墳墓を設ける区域（納骨堂及び火葬場にあつては当該建物の敷地）を除く。）に墓地等の用に供する目的の地上権を設定する土地であることとする。</p> <p>2 条例第10条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と次に掲げる施設等との水平投影面における最短の距離が110メートル</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校</p> <p>イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設</p>	<p>2 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>3 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>4 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>5 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>6 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>7 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>8 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>9 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>10 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>11 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>12 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>13 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>14 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>15 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>16 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>17 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>18 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>19 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>20 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>21 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>22 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>23 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>24 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>25 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>26 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>27 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>28 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>29 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>30 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>31 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>32 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>33 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>34 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>35 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>36 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>37 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>38 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>39 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>40 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>41 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>42 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>43 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>44 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>45 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>46 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>47 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>48 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>49 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>50 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>51 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>52 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>53 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>54 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>55 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>56 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>57 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>58 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>59 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>60 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>61 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>62 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>63 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>64 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>65 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>66 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>67 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>68 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>69 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>70 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>71 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>72 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>73 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>74 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>75 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>76 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>77 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>78 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>79 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>80 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>81 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>82 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>83 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>84 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>85 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>86 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>87 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>88 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>89 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>90 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>91 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>92 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>93 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>94 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>95 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>96 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>97 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>98 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>99 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p> <p>100 当該墓地等の設置場所における具体的な都市計画の有無</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>(墓地の構造設備基準) 第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 給水設備及び排水設備を設けること。 (2) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するため施設を設けること。ただし、知事が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。</p> <p>(3) 墓地内の通路は、規則で定める有効幅員以上であること。</p> <p>(4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。</p> <p>(5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。</p>	<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則</p> <p>(2) 埋葬を行う墓地 墓地の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が110メートル</p> <p>(3) 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が300メートル</p> <p>(墓地の構造設備基準)</p> <p>第8条 条例第11条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。</p> <p>第8条 条例第11条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。</p> <p>2 条例第11条第3号に規定する規則で定める有効幅員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 墳墓を設ける区域内の通路にあっては、1メートル</p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の主要な通路にあっては、1.2メートル</p> <p>3 条例第11条第4号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。</p>	<p>第9 墓地の構造設備基準</p> <p>1 条例第11条第2号ただし書に規定する知事が適当と認めるときでない場合は、当該施設を一体的墓地内にやむを得ず確保できないうち、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。</p> <p>(1) 墓地利用者がおおむね徒歩5分以内で利用できる駐車場</p> <p>(2) 当該墓地に近接する当該墓地を経営しようとする宗教法人の境内地内の管理事務所、便所その他墓地を利用する者に便益を供するための施設</p> <p>2 条例第11条第4号に規定する緑地について、芝草地等墳墓を設ける区域の芝地及び条例第11条第2号ただし書に規定する墓地に近接した場所に設ける管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地の緑地面積はその算定の対象としない。</p> <p>3 条例第11条第5号に規定する外部と明確に区分されることは、原則、水平距離の高さで、隣接地から墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分されることとする。</p>

<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p>	<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則</p>	<p>墓地等の経営等の許可に係る審査基準</p>
<p>(納骨堂の構造設備基準) 第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。</p> <p>(2) 換気設備を設けること。</p> <p>(3) 出入口及び納骨装置は、施設がでる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入り及び納骨堂を管理する者に限られている納骨堂にあっては、この限りでない。</p> <p>(火葬場の構造設備基準) 第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水設備及び排水設備を設けること。</p> <p>(2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場、その他火葬場を利用する者に便益を供するため施設を設けること。</p> <p>(3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。</p> <p>(4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。</p> <p>(5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。</p> <p>(6) 残灰庫を設けること。</p> <p>(7) 緑地面積の火葬場の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。</p> <p>(8) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。</p>	<p>(火葬場の構造設備基準) 第9条 条例第13条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、火葬場の敷に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。</p> <p>2 条例第13条第7号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。</p>	<p>4 条例第11条ただし書に規定する知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、次の例示のとおりとする。</p> <p>(1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき</p> <p>(2) すでに経営の許可を受けている墓地の経営の主体のみが変わるとき</p> <p>(3) 境内地内の、すでに経営の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき</p> <p>第10 火葬場の構造設備基準</p> <p>条例第13条第8号に規定する外部と明確に区分されることは、第9の3に準じる。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例 (管理者の遵守事項) 第14条 法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 墓地等が倒壊し、又は倒壊のおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。 (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。</p>	<p>第10条 法第15条第1項に規定する規則で定める数は、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数とする。</p> <p>第11条 法第15条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は第6号様式とし、墓地等廃止許可申請書は第7号様式とする。</p> <p>第12条 法第15条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 工事着手予定年月日 (2) 工事完了予定年月日 (3) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>第11条 管理者の遵守事項 条例第14条第2号に規定する墓石等とは墳墓の囲い、樹木等墓地内のあらゆる構造物をいう。</p> <p>第12条 変更許可等 条例第15条及び第16条に規定する墓地等の変更許可等の審査に当たっては、経営の許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。</p>
<p>第15条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更(墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更(規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。))又は墓地等の廃止の許可(以下「変更許可等」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (2) 墓地等の名称及び所在地 (3) 墓地等の変更又は廃止予定年月日 (4) その他規則で定める事項</p>	<p>第2条 前項に規定する墓地等変更許可申請書には第1号から第10号まで(変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、第9号を除く。))及び第12号に掲げる書類を、墓地等廃止許可申請書には第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し (2) 墓地等の土地の登記事項証明書</p>	<p>第10条 法第15条第1項に規定する規則で定める数は、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数とする。</p> <p>第11条 法第15条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は第6号様式とし、墓地等廃止許可申請書は第7号様式とする。</p> <p>第12条 法第15条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 工事着手予定年月日 (2) 工事完了予定年月日 (3) その他知事が必要と認める事項</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例</p> <p>(3) 変更に係る墓地等の設計図 (4) 墓地等の付近の見取図 (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類 (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し (7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書 (8) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則 (9) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書 (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類 (12) その他規則で定める書類</p>	<p>4 条例第15条第2項第9号に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 墓地にあつては、墓地等変更許可申請書の提出の日から10年間 (2) 納骨堂及び火葬場にあつては、墓地等変更許可申請書の提出の日から5年間</p> <p>5 条例第15条第2項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であつて、墓地等の変更の許可を受けようとする者が、墓地等の変更の許可の日から所有権を取得するものである場合、所有権の移転が行われることを証する書類 (2) 墓地等の変更の許可を受けようとする者が、当該墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、当該土地であつて、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の変更の許可の日から抹消されるものである場合、当該土地の登記が抹消されることを証する書類 (3) 第7条第1項の規定に該当して設置場所の特例の適用を受けようとする場合であつて、墓地等の変更に係る墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の変更の許可の日から墓地等の変更の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものであるとき、墓地等の変更場所の土地の所有者が、墓地等の変更の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定することとを証する書類</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p>	

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>3 知事は、変更許可等をしたときは、墓地等の変更にあつては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を交付するものとする。</p> <p>4 知事は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。</p> <p>(墓地等の拡張に係る準用) 第16条 第4条から第6条までの規定は、前条の規定による変更の許可を受けようとする者であつて、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を規則で定める規模以上変更しようとするものに準用する。</p>	<p>(墓地等の拡張に係る準用) 第11条 条例第16条に規定する規則で定める規模は、次のとおりとする。 (1) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては当該面積に100分の30を乗じて得た面積、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては当該面積に100分の15を乗じて得た面積 (2) 納骨堂及び火葬場にあつては、経営の許可を受けている施設又は敷地の面積に100分の50を乗じて得た面積</p> <p>(申請事項変更届) 第12条 条例第17条第1項に規定する墓地等申請事項変更届は、第8号様式とする。</p>	<p>第13 申請事項変更届 条例第17条に規定する墓地等申請事項変更届の審査に当たっては、経営の許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。</p>
<p>(申請事項変更届) 第17条 墓地等の経営者は、墓地等の構造設備の変更(第15条第1項に規定する変更許可等に係るものを除く。)をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (2) 墓地等の名称及び所在地 (3) 墓地等の構造設備の変更の内容 (4) その他規則で定める事項</p>	<p>2 条例第17条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 変更しようとする理由 (2) 変更予定年月日 (3) その他知事が必要と認める事項</p>	
<p>2 墓地等の経営者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更のあつたときは、当該変更事項の内容を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地 (2) 墓地等の名称又は所在地</p>		

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例 (3) その他規則で定める事項	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 3 条例第17条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所 (2) 墓地等の管理者の住所又は氏名 (3) その他知事が必要と認める事項 4 条例第17条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したとき議事録の写し (2) 墓地等の申請事項の変更にあたり、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要ない宗教法人にあつては、承認書の写し (3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設設計図 (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書 (5) その他知事が必要と認める書類	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>3 前2項に規定する墓地等申請事項変更届に添付すべき書類については、規則で定める。</p>	<p>3 条例第17条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所</p> <p>(2) 墓地等の管理者の住所又は氏名</p> <p>(3) その他知事が必要と認める事項</p> <p>4 条例第17条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したとき議事録の写し</p> <p>(2) 墓地等の申請事項の変更にあたり、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要ない宗教法人にあつては、承認書の写し</p> <p>(3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設設計図</p> <p>(4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>墓地等の経営等の許可に係る審査基準</p>
<p>(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)</p> <p>第18条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。</p>	<p>(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)</p> <p>第13条 条例第18条に規定する届出は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届(第9号様式)により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類(許可があつたものとみなされる者が地方公共団体である場合にあつては、第1号キに掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 墓地又は火葬場の新設の許可があつたものとみなされた場合 ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書 イ 墓地又は火葬場の設計図 ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図 エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し</p> <p>オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書 カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則 キ 第3条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書</p>	<p>第14 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出</p> <p>規則第13条第1号から第3号までに規定するその他知事が必要と認める書類とは、当該都市計画事業等の概要を確認できる書類とする。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>（工事完了の届出等）</p> <p>第19条 墓地等の経営者は、許可に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 墓地等の名称及び所在地</p> <p>(3) 工事が完了した日</p> <p>(4) 許可条件の履行状況</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p>	<p>ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し</p> <p>ケ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合</p> <p>ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類</p> <p>イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図</p> <p>ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合</p> <p>ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類</p> <p>イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し</p> <p>ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(工事完了の届出等)</p> <p>第14条 条例第19条第1項に規定する墓地等工事完了届は、第10号様式とする。</p> <p>2 条例第19条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 墓地等の使用開始予定年月日</p> <p>(2) その他知事が定める事項</p>	<p>第15 工事完了の届出等</p> <p>1 条例第19条第4項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって知事が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のままとするものとする。</p> <p>(1) 条例第19条第1項に規定する墓地等工事完了届を当該範囲ごとに知事に提出し、条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受けるものであること。</p> <p>(2) 許可に係るすべての工事が完了したときは、第15の1の(1)に規定する当該範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、あらたに許可に係るすべての工事完了届を知事に提出し、当該工事完了検査済証の交付を受けるものであること。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>2 前項に規定する墓地等工事完了届に添付すべき書類については、規則で定める。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、工事完了検査済証を墓地等の経営者に交付するものとする。</p> <p>4 墓地等の経営者は、工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。</p> <p>5 知事は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>(勸告) 第20条 知事は、第4条から第6条まで(第16条において準用する場合を含む。)に規定する手続が正当な理由がなくなされないと認めるときは、墓地等の経営許可又は変更許可等を受けようとする者に対し、必要な勸告をすることができる。</p> <p>(公表) 第21条 知事は、前条の規定による勸告を受けた者が当該勸告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>3 条例第19条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書</p> <p>(2) 工事完了後の墓地等の写真</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証は、第11号様式とする。</p> <p>(書類の経由) 第15条 この規則の規定により知事に提出する書類は、保健福祉事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>2 規則第14条第3項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、当該墓地等の経営者と使用者との間の墓地等の使用に係る契約約款とする。</p> <p>第16 書類の提出部数 規則第15条に規定する知事に提出する書類は、正本1部、副本2部(規則第2条の規定により保健所長に事務を委任する墓地及び納骨堂等にあつては正本1部、副本1部)とする。ただし、墓地及び納骨堂の設置場所が複数の市町村にまたがる場合は、関係する市町村の必要数に応じて副本を加えるものとす。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	墓地等の経営等の許可に係る審査基準
<p>(委任) 第22条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に法第10条の規定により許可を受けている墓地等については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。 3 この条例の施行の際現に法第10条の規定による墓地等の許可の申請を受理しているものに係る許可の申請並びに墓地等の設置場所の基準及び構造設備の基準については、なお従前の例による。 (検討) 4 知事は、平成22年3月31日までに、この条例の施行の状況について検討を加えるものとする。この場合において、知事は、当該検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則 (平成17年2月8日条例第7号) 附 則 (平成17年3月7日7日から施行する。 附 則 (平成20年7月22日条例第40号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成20年10月17日条例第50号) この条例は、平成20年12月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により許可を受けている一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(明治29年法律第89号)第34条の規定による改正前の民法(明治29年法律第50号)第34条の規定により設立された法人(以下「旧民法法人」という。)及び墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可を申請している旧民法法人については、改正後の第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(許可の審査基準) 第16条 法第10条に規定する墓地等の経営等の許可に係る審査基準は、知事が定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。 (関係規則の廃止) 2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和51年神奈川県規則第13号)は、廃止する。 3 前項の規定による廃止前の墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定によりなされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がなされていないものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成17年3月4日規則第22号) この規則は、平成17年3月7日から施行する。 附 則 (平成18年3月31日規則第47号) この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第1号ウの改正規定は、同年10月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月9日規則第22号) この規則は、平成19年3月11日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日規則第10号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (様式の作成に係る経過措置) 57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。 附 則 (平成20年10月17日規則第103号) この規則は、平成20年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則 1 施行期日 この審査基準は、平成15年4月1日から施行する。 2 経過措置 この審査基準の施行前になされた申請その他の手続又は行為でこの審査基準の施行の際まだその処理がなされていないものについては、なお従前の例による。</p>

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

墓地等の経営等の許可に係る審査基準

別表（第8条、第9条関係）

<p>墓地及び火葬場の敷地を有する区域及び規模</p>	<p>緑地面積の割合</p>	<p>愛甲郡、足柄上郡、足柄下郡、足柄外町の区域</p>
<p>市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する「市街化調整区域」という。）又は指定された区域（以下「市街化調整区域」という。）及び市街化調整区域でない区域のうち、同法第1項に規定する「市街化調整区域」という。）に定める面積が10,000㎡以上であるもの</p>	<p>墓地にあっては、墓地の敷地面積の100分の35（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40）</p>	<p>火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30）</p>
<p>市街化調整区域でない区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第1項に規定する「市街化調整区域」という。）に定める面積が10,000㎡未満であるもの</p>	<p>墓地にあっては、墓地の敷地面積の100分の15</p>	<p>火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20</p>

備考 緑地面積とは、樹木の樹冠又は芝で被われている土地及び緑地とすることを計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで被われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。